

## 訪問介護利用料金

平成 28 年 6 月 1 日現在

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。  
 但し、介護保険自己負担率は、これまで1割でしたが、平成27年8月以降一定以上の所得のある方の介護保険自己負担率が2割に引きあがります。お持ちの負担割合証をご提示下さい。

### (1) 訪問介護の利用料

#### 【基本部分】

身体介護	サービスに要する時間 (1回あたり)		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上	引き続き 生活援助を 算定する 場合
	サービス基本利用料 *(注1)参照		1,947円 (1,754円)	2,889円 (2,600円)	4,568円 (4,108円)	6,634円 (5,981円)	30分増す ごとに 865円を 加算	20分から 計算して 25分増す ごとに 716円を 加算
	サービス 自己負担額 *(注2)参照	1割	195円	289円	456円	664円	30分増す ごとに 86円を 加算	25分増す ごとに 71円を加算
		2割	390円	578円	913円	1,327円	30分増す ごとに 172円を 加算	25分増す ごとに 143円を 加算
	集合住宅利用者のサービス 自己負担額 *(注2.3)参照	1割	175円	260円	411円	598円	30分増す ごとに 86円を 加算	25分増す ごとに 71円を加算
		2割	351円	520円	821円	1,196円	30分増す ごとに 172円を 加算	25分増す ごとに 143円を 加算

(注1) サービス基本利用料の欄の上段は、特定事業所加算Ⅱを含む基本利用料です。下段は集合住宅の居住者にサービスを提供する場合の特定事業所加算Ⅱを含む基本利用料です。

「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。  
 また上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 下記の集合住宅の居住者にサービスを提供する場合は上記基本利用料の10%減算対象となります。

- ・事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- ・住宅型老人ホーム・サービス付き高齢者住宅）に居住する者。
- ・上記以外の範囲に所在する建物（建物定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が一月あたり20人以上の場合）。

生活援助	サービスに要する時間 (1回あたり)		20分以上 45分未満	45分以上
	サービス基本利用料 *(注1)参照		2,150円 (1,947円)	2,653円 (2,386円)
	サービス 自己負担額 *(注2)参照	1割	215円	265円
		2割	430円	531円
	集合住宅利用者のサービス 自己負担額 *(注2.3)参照	1割	195円	239円
		2割	390円	478円

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本料	利用者1割 負担金	利用者2割 負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,140円	214円	428円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に サービスを提供した場合(1回につき)	1,070円	107円	214円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は 早朝(6時～8時)にサービス 提供する場合	上記基本利用料の25%		
	深夜(22時～翌朝6時)に サービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
生活機能 向上連携 加算	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所が リハビリを行った際にサービス提供責任者が同行し利用者 の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ生活機能 の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合(初回 の当該指定訪問介護が行われた日を属する月以降3月の 間、1月につき所定単位数を加算する)	1,070円	107円	214円

特定事業所 加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本利用料の10%
介護職員処遇 改善加算	1か月あたりの総単位数にサービス別加算率(8.6%)を乗じて 単価を乗じた1割負担	

## (2) 介護予防訪問介護の利用料

### 【基本部分】

	サービス内容 *身体介護及び生活支援のみ	介護予防 訪問介護費Ⅰ	介護予防 訪問介護費Ⅱ	介護予防 訪問介護費Ⅲ
		1週間に1回 程度の訪問が 必要とする場合	1週間に2回 程度の訪問が 必要とする場合	1週間に3回 以上の訪問が 必要とする場合 (要支援2の 利用者のみ)
サービス基本利用料 (1月あたり) *(注1)参照	12,497円 (11,245円)	24,984円 (22,491円)	39,632円 (35,673円)	
サービス 自己負担額 *(注2)参照	1割	1,250円	2,498円	3,973円
	2割	2,499円	4,997円	7,926円
集合住宅利用者の サービス自己負担額 *(注2.3)参照	1割	1,124円	2,249円	3,567円
	2割	2,249円	4,498円	7,134円

注1) サービス基本利用料の欄の上段は、特定事業所加算Ⅱを含む基本利用料です。下段は集合住宅の居住者にサービスを提供する場合の特定事業所加算Ⅱを含む基本利用料です。

「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。また上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

注3) 下記の集合住宅の居住者にサービスを提供する場合は上記基本利用料の10%減算対象となります。

- ・事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- ・住宅型老人ホーム・サービス付き高齢者住宅）に居住する者。
- ・上記以外の範囲に所在する建物（建物定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が一月あたり20人以上の場合）。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本料	利用者1割負担金	利用者2割負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,140円	214円	428円
生活機能向上連携加算	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所がリハビリを行った際にサービス提供責任者が同行し利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合（初回の当該指定訪問介護が行われた日を属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する）	1,070円	107円	214円
介護職員処遇改善加算	1か月あたりの総単位数にサービス別加算率（8.6%）を乗じて単価を乗じた1割負担			

### （3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日17時までに連絡をいただいた場合	無料
利用予定日の前日17時以降に連絡をいただいた場合	基本利用料の50%の額

### （4）交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護〔介護予防訪問介護〕に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常の実施地域を越えた地点から、  
片道10キロメートル未満 200円
- 二 事業の実施地域を越えた地点から、  
片道10キロメートル以上20キロメートル未満 400円
- 三 事業の実施区域を越えた地点から、  
片道20キロメートル以上30キロメートル未満 600円